

平成三十年秋田県議会第二回定例会会議録

第六号

議事日程第六号

平成三十年十月五日（金曜日）

午後一時開議

- | | | | | |
|-------------|--|-------------|--|--------------------------------|
| 第一、議案第一七一号 | 秋田県公害審査会の委員の任命について | 第一四、議案第一七七号 | 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 | |
| 第二、議案第一七二号 | 秋田県収用委員会の委員の任命について | 第一五、議案第一七八号 | 医療法施行条例の一部を改正する条例案 | |
| 第三、議案第一七八号 | 工事請負契約の締結について | 第一六、議案第一八二号 | 財産の出資について | |
| 第四、議案第一六七号 | 平成三十年度秋田県一般会計補正予算（第三号） | 第一七、議案第一八三号 | 地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について | |
| 第五、議案第一六八号 | 平成三十年度秋田県地域総合整備資金特別会計補正予算（第一号） | 第一八、議案第一八四号 | 財産の取得について | |
| 第六、議案第一六九号 | 平成三十年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第一号） | 第一九、議案第一八五号 | 平成二十九年秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について | |
| 第七、議案第一七〇号 | 平成三十年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第二号） | 第二〇、議案第一七九号 | 秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案 | |
| 第八、認定第一号 | 平成二十九年秋田県公営企業会計決算の認定について | 第二一、議案第一八〇号 | 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案 | |
| 第九、議案第一七三号 | 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案 | 第二二、議案第一八六号 | 工事委託変更契約の締結について | |
| 第一〇、議案第一八一号 | あっせんの申立てについて | 第二三、議案第一八七号 | 鳥海ダムの建設に関する基本計画に対する意見について | |
| 第一一、議案第一七四号 | 秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案 | 第二四、議案第一八九号 | 交通事故に係る和解について | |
| 第一二、議案第一七五号 | 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 | 第二五、請願審査の件 | 請願第五〇号 | 乳がん診断の項目を健康診断に付加することを求める請願について |
| | | 第二六、意見書案第八号 | 水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書 | |
| | | 第二七、意見書案第九号 | 真に必要な公共事業の予算確保を求める意見書 | |

第二八、意見書案第一〇号 学校施設への冷房等空調設備の設置促進に関する意見書

第二九、議員派遣の件

四十一番 鶴田有司 四十二番 鈴木洋一

四十三番 北林康司

本日の会議に付した事件

地方自治法第二百一十一条による出席者

議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員 四十名

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子
三	吉方清彦	四	石川徹
五	佐々木雄太	六	杉本俊比古
七	鈴木健太	八	佐藤信喜
九	加藤麻里	十	佐藤正一郎
十一	三浦茂人	十二	小原正晃
十三	沼谷純	十四	今川雄策
十五	鈴木雄大	十六	高橋武浩
十七	平山晴彦	十八	石川ひとみ
十九	東海林洋	二十	渡部英治
二十一	菅原博文	二十二	佐藤雄孝
二十三	北林丈正	二十四	竹下博英
二十五	原幸子	二十七	田口聡
二十八	石田寛	二十九	三浦英一
三十	土谷勝悦	三十一	工藤嘉範
三十二	近藤健一郎	三十三	加藤鉦一
三十四	佐藤賢一郎	三十五	小松隆明
三十七	柴田正敏	三十八	大関衛
三十九	川口一	四十	小田美恵子

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	出口廣晴
企画振興部長	妹尾明
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	保坂学
生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	水澤聡
建設部長	小川智弘

会計管理者（兼）
出納局長 鎌田雅人

総務部次長 神部秀行

財政課長 猿田和三

教育委員会教育長 米田進

警察本部長 森末治

●議長（鶴田有司議員） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告（朗読省略）

一、十月四日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一六七号 (2) 同 第一六八号

(3) 同 第一六九号 (4) 同 第一七〇号

一、十月四日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七三号 (2) 同 第一八一号

一、十月四日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七四号 (2) 同 第一七五号

(3) 同 第一七六号 (4) 同 第一七七号

(5) 同 第一七八号 (6) 同 第一八二号

(7) 同 第一八三号

一、十月四日、次の議案等について産業観光委員長から審査報告書が提出

された。

(1) 認定第一号 (2) 議案第一八四号

(3) 同 第一八五号

一、十月四日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七九号 (2) 同 第一八〇号

(3) 同 第一八六号 (4) 同 第一八七号

一、十月四日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一八八号 (2) 同 第一八九号

一、九月二十日、次の委員長から請願取下許可報告書が提出された。

請願第二一号 福祉環境委員長

一、十月四日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

福祉環境委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十月五日、福祉環境委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第八号 水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書

一、十月五日、建設委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第九号 真に必要な公共事業の予算確保を求める意見書

一、十月五日、教育公安委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第一〇号 学校施設への冷房等空調設備の設置促進に関する意見書

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、九月二十八日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、

同日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

教育公安委員会

- (1) 請願第二号 義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書の提出について
- (2) 請願第七号 秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について
- (3) 請願第一号 高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について
- (4) 請願第二二号 教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について
- (5) 請願第二四号 国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について
- (6) 請願第二五号 特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について

【平成三十年第二回定例会（九月議会） 請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

議員派遣一覧（第一号）

一 海外事情調査

- (1) 派遣の目的 ポーランド共和国、ルーマニアにおける行政事情の調査のため
 - (2) 派遣期間 平成三十年十一月十一日（日）～十一月十七日（土）
 - (3) 派遣地 ポーランド共和国、ルーマニア
 - (4) 派遣議員 竹下博英議員、東海林洋議員
- 二 海外事情調査
- (1) 派遣の目的 アメリカ合衆国における行政事情の調査のため
 - (2) 派遣期間 平成三十年十一月二十八日（水）～十二月二日（日）

- (3) 派遣地 アメリカ合衆国
- (4) 派遣議員 北林康司議員、鈴木洋一議員、鶴田有司議員、原幸子議員

議員派遣一覧（第二号）

- 一 第五十六回秋田県老人クラブ大会
- (1) 派遣の目的 第五十六回秋田県老人クラブ大会に出席のため
- (2) 派遣期間 平成三十年十月二十五日（木）
- (3) 派遣地 秋田市
- (4) 派遣議員 三浦茂人議員（福祉環境委員長）
- 二 第三十七回秋田県私学振興大会
- (1) 派遣の目的 第三十七回秋田県私学振興大会に出席のため
- (2) 派遣期間 平成三十年十月三十日（火）
- (3) 派遣地 秋田市
- (4) 派遣議員 北林丈正議員（総務企画委員長）、菅原博文議員（教育公安委員長）
- 三 県民との意見交換会「あなたの街で県議会」
- (1) 派遣の目的 県民との意見交換会「あなたの街で県議会」に出席のため
- (2) 派遣期間 平成三十年十一月五日（月）
- (3) 派遣地 大館市
- (4) 派遣議員 鈴木洋一議員、川口一議員、佐藤賢一郎議員、近藤健一郎議員、北林丈正議員、高橋武浩議員、佐藤信喜議員、吉方清彦議員、石田寛議員、石川徹議員
- 四 第十八回都道府県議会議員研究交流大会
- (1) 派遣の目的 第十八回都道府県議会議員研究交流大会に出席のため
- (2) 派遣期間 平成三十年十一月十三日（火）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 加藤鉦一議員、近藤健一郎議員、工藤嘉範議員、

菅原博文議員、高橋武浩議員、杉本俊比古議員、

佐々木雄太議員、渡部英治議員、三浦英一議員、

薄井司議員、沼谷純議員

五 道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会

(1) 派遣の目的 道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年十一月十四日（水）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 工藤嘉範議員（日本海沿岸東北自動車道建設促進青

森・秋田・山形・新潟四県議会協議会及び東北中央自

動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会の常

任理事）、渡部英治議員（上記二協議会の理事）

六 地方議会活性化シンポジウム二〇一八

(1) 派遣の目的 地方議会活性化シンポジウム二〇一八に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年十一月十九日（月）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 佐藤信喜議員、鈴木健太議員、石川徹議員

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（鶴田有司議員） お諮りします。日程第一及び日程第二の議案二件は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第七十一号秋田県公害審査会の委員の任命について、日程第二、議案第七十二号秋田県収用委員会の委員の任命について、以上二件を一括議題といたします。

議案第七十一号は、秋田県公害審査会の委員として安倍幸治氏、阿部千鶴子氏、小笠原真澄氏、佐々木誠氏、菅原勝康氏、照井郁人氏、野村恭子氏、吹谷由美子氏、三浦清氏及び山本尚子氏を任命するため、議案第七十二号は、秋田県収用委員会の委員として面山恭子氏及び千田幸紀氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、上程議案二件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。

まず、議案第七十一号について起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十一号は同意されました。

次に、議案第七十二号について起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十二号は同意されました。

【四十二番（鈴木洋一議員）退席】

●議長（鶴田有司議員） 次に、日程第三、議案第八十八号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】

●教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました議案第百

八十八号について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百八十八号は、比内支援学校校舎棟ほか建築工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百八十八号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で教育公安委員長の報告は終わりました。

教育公安委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第百八十八号は、原案のとおり可決されました。

【四十二番（鈴木洋一議員）復席】

●議長（鶴田有司議員） 日程第四、議案第百六十七号から日程第二十四、議案第百八十九号までの議案二十件、認定一件を一括議題といたします。関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長川口一議員）登壇】

●予算特別委員長（川口一議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第百六十七号平成三十年秋田県一般会計補正予算（第三号）、議案第百六十八号平成三十年秋田

県地域総合整備資金特別会計補正予算（第一号）、議案第百六十九号平成三十年秋田県立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第一号）及び議案第百七十号平成三十年秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、以上四件であります。

今回の一般会計補正予算は、十三億九千九百一十萬円の増額であり、これにより予算総額は、五千九百八十四億七百四十一萬円となります。

次に、地域総合整備資金特別会計の補正予算は、一億四百二十萬円の増額であり、これにより予算総額は、十一億三千四百九十九萬円となります。

次に、地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計の補正予算は、一億九千五百五十萬円の増額であり、これにより予算総額は、七十億九千六百五十二萬円となります。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算は、四百六十五萬円の増額であり、これにより予算総額は、九百四十億六千五百萬円となります。

今回の補正予算は、第三期ふるさと秋田元氣創造プランに基づく事業のほか、県有施設におけるコンクリートブロック塀の安全対策、公共事業等について計上されております。

審査に当たっては、まず、当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「少子化要因調査・分析事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「畜産競争力強化対策事業」、「農業近代化資金利子補給金に係る債務負担行為限度額の変更」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「航空機システム電動化研究推進事業」、「FITに対応したキラートンテツ整備事業」などについて質疑があ

りました。

また、建設分科会では、「木造住宅耐震改修等事業」、「あきた安全安心住まい推進事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「維持管理及び指定工事業」、「世界遺産縄文ルネサンス事業」などについて質疑がありました。

次に、総括審査についてですが、はじめに「政策評価制度の見直し」についてであります。

県では、第二期ふるさと秋田元気創造プランの「人口減少社会における地域力創造戦略」について、出生数などの代表指標が目標に達していないにもかかわらず、政策評価では、四段階評価で上から二番目の「B」としているほか、目標値に届いていない施策についても高い評価としている。これは、達成率の計算方法によるものであるが、本県では、目標値に対する実績値の割合で評価しているのに対し、他県では、目標値と目標値設定時の現状値とを比較し、その差に対する当該年度の実績値による進捗率をもとに評価を行っている例もあり、そうした目標に対する達成率を評価する仕方に改めるべきではないかとただしたのに対し、政策等の評価については、代表指標の達成状況、個別の施策の評価結果、さらには県民意識調査などを総合的に勘案して実施していると述べている。現在の評価方法において、B評価以下は未達成と認識しており、施策が進んでいない部分については厳しく受け止め、取り組みをさらに強化したり、新しい要素を取り入れるなど、改善につなげているところである。今後とも、評価制度の本旨である評価結果の施策への反映がより適切に行われるよう、評価と実態が乖離しないような方法も含めて研究してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「社会的要因等による少子化調査・分析事業」についてであります。

県はこれまで十年間、いろいろと少子化対策に取り組んできたところであるが、なぜ、今回、この調査・分析事業を実施するのか。また、こ

の調査期間が来年三月末までとなっているが、調査結果をどのように施策に反映させるつもりなのかとただしたのに対し、この事業は、少子化対策に関するアンケートも含む実施状況の調査や、統計数値との関係の分析、数値化が困難な地域の慣習や宗教等の要因による分析を国立社会保障・人口問題研究所等のアドバイスをもとに実施する調査の、三つの調査からなっている。これにより明らかになる市町村ごとの特徴に応じて、今後のきめ細かな対策に反映させていきたい。この調査結果については、県としては、最終的に総合戦略の見直しとともに来年度の補正予算での対応を考えており、市町村に対しては、早期提供の要望もあることから、中間段階でお知らせできるものがあれば提供してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「イージス・アショア」についてであります。

防衛省が新屋演習場をイージス・アショアの配備候補地としたことについて、防衛省から県や地元住民に対して、いまだにまともな説明や十分な回答がなされていない中、県は防衛省の土質調査等を容認した。同様に、施設の配備についても容認することにならないかとただしたのに対し、イージス・アショアの新屋演習場への配備の必要性や安全性などについては、防衛省から理にかなった説明がなく、県としても納得していない。また、そもそも防衛省による説明が当初のものとは変わっており、まずは国会で議論されるべきだと考える。施設配備について、県や市が阻止する法的権限はないものの、国会での議論を踏まえ、議会の意見も尊重しながら対応してまいりたいとの答弁がありました。

また、防衛省の調査の入札も終了し、今後は施設の配置計画等の検討が始まる。知事は、防衛省の調査結果を見て、配備の是非を検討すると言っているが、今すぐ明確に反対の意思表示をすべきではないかとただしたのに対し、県議会の意見も、まずは防衛省の説明を聞くべきだとのことであり、調査結果が出るまでは意思表示をすべきでないと考え、配備構想を含めた国の調査結果が示された段階で、しっかりと意見を述

べていく。県政の推進には国との信頼関係が重要であり、県全体の利益を考慮すると、国の説明に耳を傾けることも必要であると考えているとの答弁がありました。

次に、「森林環境税について」であります。

森林環境税等の創設に伴い、市町村が運用する新たな森林管理システムが導入されることになるが、業務量が増えることから不安を感じていると思う。市町村に対して丁寧に説明し、業務内容について理解を深めてもらう必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、市町村が不安を感じていることは承知しており、これまで市町村と意見を交換する場を設け、情報提供を行ってきたところである。国からは、市町村に対して事務の手引きが配付されているが、内容が膨大であることから、直接市町村に向いて説明してきており、今後は、市町村の担当職員が業務に対する理解を深め、支障なく事業を進められるよう研修を行うとともに、人員や体制が整わない市町村に対して支援するなど、しっかりとサポートしていくとの答弁がありました。

また、林野庁の予算は、以前と比べて大きく減額されている。林業県秋田の知事として、全国知事会の先頭に立って、予算確保に向けた活動を展開してもらいたいと思うがどうかとただしたのに対し、山林の保全は、環境維持や水資源の確保に加え、防災という面から国土強靱化にも資するものであり、十分な予算を確保すべきと考えている。国会においては、関連する税の使途も含めて十分議論していただくとともに、その財源の確保については、全国知事会等を通じて、国に強く要望していきたいと思うとの答弁がありました。

そのほか、「障害者雇用について」、「サッカースタジアム整備について」、「風力発電について」、「にかほ警察署の統合について」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第百六十七号及び議案第百七十号については、賛成多数をもって、議案第百六十八号及び議案第

百六十九号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【二十三番（総務企画委員長北林丈正議員）登壇】

●総務企画委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました、議案第百七十三号及び議案第百八十一号について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百七十三号は、知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、經由事務に建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理等の事務を加えようとするものであります。

議案第百八十一号は、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所等の事故により生じた損害の賠償請求に係る原子力損害賠償紛争解決センターへの和解のあっせん申し立てについて、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を求めるところであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第百七十三号外一件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。まず、総務部関係の障害者の雇用状況に関する再調査結果についてであります。

県が信頼を回復していくためには今後の対応が重要であり、障害者雇用促進法は障害者の社会参画や自立の促進が大きな目的であることから、障害者の立場に寄り添い、採用試験が受けやすくなる工夫をすると同時に、職場の仲間とともに、障害者の状況に応じた働き方ができる就業環境づくりが必要と考えるがどうか。また、県として障害者の社会参画を促

進するため、法定雇用率の達成にとどまらず、もっと大きな目標に向かつて取り組んでもらいたいと思うがどうかとただしたのに対し、採用方法の改善など、様々な工夫をして受験者の増につなげたいと考えているが、採用された方の定着を図るためにも、物理的な就業環境の充実はもちろん、上司や同僚の手厚い支援が受けられるよう、職場の雰囲気づくりや意識の醸成も図ってまいりたいと考えている。また、当面は法定雇用率を達成することが最低限必要になるが、さらに高みを目指して、他の任命権者とも協力して、県を挙げて障害者雇用の促進に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、企画振興部関係の平成三十年度政策等の評価の実施状況についてであります。

政策評価では六つの戦略の全てがB評価となっているが、今年八月に公表された県民意識調査の結果とはかけ離れている。これは、評価方法に不備があるためではないか。目標には、高みを目指す努力型の目標や、絶対に達成すべき目標など、幾つかの種類があると思われるが、そういった目標が混在しているにもかかわらず、一律に八割達成でB評価としていることに問題があるのではないか。目標によっては、二割どころか、五割足りないだけでも大きな問題となる場合もある。そういった目標については、達成できなかった場合の評価をDにするなど、捉え方を変えるべきではないかとただしたのに対し、政策評価システムについては、不断の見直しを行っており、従前、「おおむね順調である」といった主観的な表現で評価していたものを、平成二十九年度から、判定基準の明確化に力点を置いた、ABC方式による評価として客観性を高めるところである。しかしながら、御指摘のとおり、評価の方法については改善の余地があるものと考えており、今後とも県民の意識と政策等の評価結果が近づき、県民の期待が施策に反映されるよう、政策評価委員会の中でしっかりと議論してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長三浦茂人議員）登壇】

●福祉環境委員長（三浦茂人議員） ただいま議題となりました、議案第百七十四号、議案第百七十五号、議案第百七十六号、議案第百七十七号、議案第百七十八号、議案第百八十二号及び議案第百八十三号について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百七十四号は、秋田県社会福祉会館の合同研修室及び調理実習室を、許可を受けて使用することができ施設とするともに、これらを使用する者から使用料を徴収しようとするものであります。

議案第百七十五号は、省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、訪問介護等に係る基準に、共生型居宅サービスの事業を行う指定居宅介護事業者等に関する特例の基準を加えようとするものであります。

議案第百七十六号は、省令で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、介護予防短期入所生活介護に係る基準に、共生型介護予防サービスの事業を行う指定短期入所事業者に関する特例の基準を加えようとするものであります。

議案第百七十七号は、介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものなどであります。

議案第百七十八号は、医療法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うおとするものであります。

議案第百八十二号は、地方独立行政法人秋田県立病院機構が業務を実施するために必要な財産的基礎として土地を出資しようとするものであります。

議案第百八十三号は、地方独立行政法人法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十四号外六件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、健康福祉部関係の「秋田県障害者差別解消条例（仮称）の検討状況について」であります。

障害者差別解消法では、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を個人に義務づけていないが、この条例では、これらのことを県民の義務ないし努力義務とする方向で検討しているとのことである。法律を上回る義務づけとなるが、問題はないのか。また、義務づけに伴い、罰則規定は設けられるのかとただしたのに対し、法律の基本理念を逸脱することなく、その理念の実現のために、地方の実情に応じた規定を充実させ、より内容に深みを持たせるような条例の制定は可能である。現段階では罰則規定は設けない方針であるが、条例制定による義務づけに際しては、その趣旨を県民により深く理解してもらうため、一層の普及啓発に取り組まなければならないと考えるとの答弁がありました。

これに対し、さらに、障害者差別解消法では事業者の努力義務とされている合理的配慮の提供について、この条例では義務とすることが検討されているが、例えば、店舗の段差解消など、物理的措置を要する配慮の要望があった場合、事業者がそれに対応するための費用面での支援なども考えていかなければならないのではないか。また、事業者と障害者との間で、合理的な配慮の範囲を巡る意識のずれが生じる場合があり得ると思うが、どう考えるかとただしたのに対し、条例が求める合理的配慮とは、多くの経費や時間を要する大がかりなものではなく、場面や状況に応じ、過度な負担にならない範囲でできることであり、現時点で支援のための予算措置等は考えていない。事業者と障害者との意識の隙間を埋めるため、これまでも普及啓発に努めてきたところだが、今後は一

層、障害者団体や同業組合等を通じた、相互の理解を深めるための働きかけが必要と考えるとの答弁がありました。

次に、生活環境部関係の「動物愛護センター（仮称）『ワンニャピアあきた』について」であります。

動物愛護センター開設後の、犬や猫の収容や、新たな飼い主への譲渡の態勢などはどうなるのかとただしたのに対し、動物愛護センターの開設により、既存の動物管理センターと合わせて、犬四十頭、猫百頭の収容態勢が整うことになる。また、収容及び譲渡に当たっては両施設で業務を分担することとしており、動物管理センターでは、収容段階において感染症や譲渡適性の検査を行い、譲渡に適していると判断された動物は動物愛護センターで飼養し、譲渡のためのマッチングを行う予定である。今後、譲渡数をさらに増やすとともに、飼い主の適正飼養や終生飼養の意識を高め収容数を減らしていくことで、将来的な殺処分ゼロの達成を目指してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 産業観光委員長佐藤賢一郎議員の報告を求めます。

【三十四番（産業観光委員長佐藤賢一郎議員）登壇】

●産業観光委員長（佐藤賢一郎議員） ただいま議題となりました、認定第一号、議案第八十四号及び議案第八十五号、以上三件について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました認定第一号は、平成二十九年度における電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算の認定について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第八十四号は、産業技術センターの企業支援の充実を図るため、超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡一式を買い入れしようとするものであります。

議案第八十五号は、地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十九年度に生じた電気事業会計及び工業用水道事業会計の未

処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

はじめに、認定第一号平成二十九年秋田県公営企業会計決算の認定についてであります。

電気事業会計についてであります。平成二十八年年度決算と比較して、費用が四億円以上かき増しになっているが、どのような理由によるものであるか。また、平成二十七年年度をピークに利益が落ちているが、今後の事業収支の推移をどのように見込んでいるのかとただしたのに対し、平成二十九年年度に増加した費用は、主に早口発電所の大規模改良に伴う水車の撤去や、素波里発電所の水車の修繕等によるものである。今後の収支の見通しについては、平成三十年以降も八幡平発電所や小和瀬発電所の補修工事等の経費を見込んでいるが、早口発電所が電力の固定価格買取制度の適用のもと、年間を通して稼働することになり、高い単価での売電収入が見込まれるため、純利益を押し上げる要因になると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第百八十四号についてであります。

この装置は、どのような企業が利用しているのか。また、この装置を利用した成果として、どのような製品が製造されているのかとただしたのに対し、現行の電子顕微鏡は産業技術センターの中でも特に利用されており、利用者はほとんどが半導体や電子部品等の県内企業である。この装置は、製品を製造する過程で間接的に利用されているものであり、直接的な成果等を示すことは難しいが、異物の混入やふぐあいの原因を突き止めるといった目的のために役立てられている。今後も、自動車、半導体、電子機器、航空宇宙といった分野への活用を想定しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第一号は、全会一致を

もって認定すべきものと、議案第百八十四号及び議案第百八十五号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「新スタジアム整備構想策定協議会における検討状況中間報告について」であります。

第一回新スタジアム整備構想策定協議会において、建設は行政主導により進めることを確認したとのことであるが、確認の前提となる議論はあったのか。また、昨年度のスタジアム整備のあり方検討委員会から、協議内容が余り進展していないように思われるが、今年度の協議会では、建設場所や規模、付加機能など、より具体的な検討が行われているのかとただしたのに対し、昨年度のあり方検討委員会から示された提言を踏まえ、今年度の新スタジアム整備構想策定協議会において協議した結果、建設は行政主導により進めることが望ましいとの方針に至ったものである。協議会では、建設場所や規模、付加機能などとあわせ、建設費用やランニングコストなどの具体的な調査項目を洗い出し、コンサルタント会社へ委託するものと、協議会で行うものとに分けて、現在それぞれ調査を進めているところであり、今後、その調査結果などをもとに、より詳細な協議を行っていくことにしているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 建設委員長の報告を求めます。

【二十五番（建設委員長原幸子議員）登壇】
●建設委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました、議案第百七十九号、議案第百八十号、議案第百八十六号及び議案第百八十七号、以上四件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百七十九号は、建築基準法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

議案第八十号は、建築基準法の一部改正により、仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者等から手数料を徴収しようとするものであります。

議案第八十六号は、都市計画道路千秋広面線秋田市千秋城下町地内における地方街路交付金工事について、工事委託契約を変更しようとするものであります。

議案第八十七号は、特定多目的ダム法第四条第四項の規定に基づき、国土交通大臣へ意見を提出しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十九号外三件は、全会一致をもって原案のとおり、可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

まず、「建設職人基本法に基づく秋田県計画の策定について」であります。

今年度末に策定予定の県計画の構成案では、人材不足に陥っている建設工事従事者の確保や育成等が大きな柱になっているが、そのためには、賃金・休暇等の待遇改善や社会保険等への加入促進が重要であることから、下請業者などに適正な法定福利費等が支払われるような取り組みが必要と考えるがどうか。また、建設業現場における待遇等の実態を十分に把握した上で県計画を策定する必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、国では、公共事業における下請契約時の法定福利費の内訳明示や、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの策定などの取り組みを行っている。建設工事従事者の高齢化が進んでいる中で、建設業を維持し、発展させるためには、建設業を支えている技能者等の待遇改善などが必要であることから、今後の県計画の策定においては、こうした実態を踏まえながら策定を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、「簡易水位計の設置状況について」であります。

現在、国などにおいて、簡易水位計の設置が進められているが、西日本豪雨では、洪水により水位計自体が被災した事例もあることから、今後の県管理河川における水位計については、被災しにくい設置方法を検討する必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、今年度から、県管理河川において簡易水位計の設置工事を重点的に進めているが、中でも、非接触型の簡易水位計の設置を優先的に進めているところである。これは、河川の流れに接触することなく水位が計測できることから、洪水時においても被災しにくいいため、国でも積極的に設置が進められているものである。今後も、このような水位計の速やかな設置に向けて取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】

●教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました議案第八十九号について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十九号は、公用車に対する事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第八十九号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、警察本部及び教育委員会における「障害者の雇用状況に関する再調査結果について」であります。

障害者の雇用状況に関する算定方法について、本会議及び当委員会において、それぞれから、ガイドラインの理解不足等により不適切な算定が行われていたことなどが報告され、反省の弁が述べられたところである。そして、再調査の結果、警察本部及び教育委員会ともに法定雇用率

を下回る結果になったことから、今後は、適正な集計をすることはもとより、障害者雇用に積極的に取り組む必要があると考えるが、どのように進めていくのかとただしたのに対し、県警察においては、これまで障害者を対象とした職員募集を行っていなかったが、本年度から募集を行うこととした。今後も障害者の雇用が推進されるよう積極的に募集活動を行って、障害者の社会参加、雇用機会の確保に努めてまいりたいとの答弁がありました。

教育委員会においては、以前から障害者雇用を推進するべく努めてきたところであるが、法定雇用率を下回ることが多かったことを反省し、今後は、特別支援学校を所管していることを考慮した上で、様々な障害を持った方が働ける職種を研究しながら雇用に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会における「学校事務の在り方に関する検討結果について」であります。

二〇一九年度の県職員採用試験から、これまでの知事部局職員との一括採用から学校事務の職種区分を復活させるとのことだが、一括採用を始めたときと考え方がどのように変わったのか。また、求められる学校事務職員像を具体化するために、県で検討している内容に加えて、議会や現場の声を反映させるなど、さらに内容を充実させる必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、学校事務職員と知事部局職員の一括採用を始めた当時は、県全体で職員の削減を急激に進めていた時期であり、採用人数も極端に少なく、職種を分けて採用試験を行うことが困難であった。しかし近年は、県全体で採用する人数も増加し、学校に配置した職員の中には早期に知事部局への異動を希望する方もいるなど、事務職員の学校への定着が困難になってきたため、採用区分を分けて試験を実施することにするものである。また、求められる学校事務職員像を具体化するためには、議会や現場の意見を聞き、引き続き、知事部局との人事交流は行いながら、知事部局で一括して行う研修のほか、教育庁

独自の役職段階別指定研修等の仕組みをつくるなどして、学校事務職員の資質向上に努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。討論を行います。

二番加賀屋千鶴子議員、十三番沼谷純議員、以上の二名からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、二番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、議案第百八十七号鳥海ダムの建設に関する基本計画に対する意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

特定多目的ダム法の規定により意見を求められ、知事は同意しようとするものです。しかし、私は、昨年の二月議会で成瀬ダムの基本計画変更の際にも述べましたが、巨額の税金を投入しながら治水効果が薄く、自然環境破壊につながるダム建設には反対です。

ダム建設の目的に洪水調節が挙げられますが、一定の貯水量を超えた場合に、降水量が多ければ多いほど放水しなければなりません。昨年、今年と、県内各地で豪雨災害が発生しています。その一例である北秋田市合川杉山田地区を中心にした幾つかの集落では、小阿仁川の上流に萩形ダムがありますが、川が氾濫し、昨年三回、今年五月、八月にも、稲の作付ができなくなるなど、農地への甚大な被害に見舞われています。地域の住民の方々は、河川改修を進め、堤防を早期につくってほしいと強く要望しています。芋川なども大雨災害が繰り返されていますが、治水対策を言うなら、ダムに依存することなく、河川改修にこそ予

算を投入すべきです。鳥海ダム総事業費約一千億円を既存の河川の改修に充てれば、住民の要望に沿って改修を大きく進めることができます。

また、建設工事の場合、地元の建設業者にどれだけ仕事が回るでしょうか。県南のある建設業者さんは、「ダム工事の場合、私たちにはほとんど仕事が来ない」と言っていました。河川改修の場合には、県内の建設業者に発注できます。県内経済にとっても、ダムからの脱却をすべきです。

鳥海山・飛鳥ジオパークは、二〇一六年に「日本海と大地がつくる水と命の循環」をテーマに、日本ジオパークに認定されました。ジオパークは、私が言うまでもなく、地層、岩石、地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園、自然遺産です。鳥海山は、約六十年前の火山活動に始まり、できています。この自然は、一旦壊してしまえば取り戻すことはできないのです。環境影響評価に対する環境大臣意見には、「貯水予定区の一部は鳥海国定公園の第一種特別地域と重複しており、風致景観への影響を回避または極力低減すること」が指摘されています。また、クマタカなどの希少猛禽類も生息しているこの自然環境を、破壊することがあってはなりません。

県民全体の利益のために鳥海ダム建設については反対で、知事が同意することにについては賛成できるものではありません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございます。

議長（鶴田有司議員） 十三番沼谷純議員の発言を許します。

【十三番（沼谷純議員）登壇】

●十三番（沼谷純議員） 次の世代につなぐ会の沼谷純です。議案第百六十七号平成三十年度秋田県一般会計補正予算案（第三号）について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの補正予算は、本年五月十八日からの豪雨による浸水被害を踏まえた馬踏川の改修事業六億八千万円や、被災住宅の復旧支援としての住宅リフォーム推進事業の増額補正など、相次ぐ自然災害から県民生

活を守り、安全・安心な県土を構築する上で必要不可欠な事業が盛り込まれております。また、本年六月の大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を踏まえた緊急点検の結果を受けた安全対策予算など、早急に着手すべき事業なども盛り込まれており、確実な予算の成立と速やかな事業着手が必要不可欠であると私は考えます。さらに、産業振興の面でも、これからの冬期間に向けたインバウンド対策や、全国的に競争が激化している畜産における経営強化に向けた事業など、本県の産業経済を押し上げるための施策が盛り込まれており、しっかりとした成果に結びつけることが期待されます。

一方で、本県の根幹的な課題とも言える人口減少については、例年の政策評価や県民意識調査の結果を見ても、あるいは、あきた未来総合戦略に掲げた移住・定住、少子化対策、産業振興といった各種指標のほとんどがその目標値に到達していないなど、極めて深刻な状況にあり、今回の補正予算に盛り込まれた「社会的要因等による少子化調査・分析事業」については、これを単なる調査・分析に終わらせることなく、佐竹県政十年の少子化対策そのものの検証や見直しにつながるよう求めるものでありますし、他県との少子化対策関連施策の比較や政策評価の制度の見直しなども含め、政策、予算、評価といった一連のPDCAサイクルの見直しにもつながるような事業にさせていただくことを求めます。あわせて、最後に、佐竹知事にもこれらの予算執行において、一つ御留意をいただきたいことを申し上げます。

県民の生命と財産を守るための様々な事業や、秋田の少子化や厳しい経済状況を打破していくためのこれら事業は、全て県民の皆様からの県政への信頼と協力、そして知事自身の強い気概と責任感があってこそ、初めて成果に結びつくものであります。人口減少が、県民性のせい、米づくりのせい、歴史的経緯によるものと言ってしまうえば、あらゆる政策や予算が無意味なものとなり、行政自体の存在意義が問われかねないものとなってしまいます。日々、現場で奮闘し、頭を悩ませ、汗をかき、

県民の皆様のための奉仕者として頑張っている県庁職員の皆様の努力をも否定することにもなってしまいます。

知事という職責の重さ、県民の生命と財産を背負うことの重さは、私などには計り知れないものではありませんが、しかし、その重い重いものを背負って、折れずに、投げ出さずに、忍耐強く歩を進めることこそ、知事の使命であります。どうか県民の生命・財産を守るその職責を、「この程度」などとはおっしゃらずに、まさに日々粉骨砕身、政治生命をかけて各種施策事業の推進に当たっていただくことを強く要請いたします。

知事が忘れたとしても、秋田県民は、昨年七月の豪雨災害、あの夏を忘れてはおりません。そのことを最後に申し添えて、私の賛成討論いたします。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第六十七号、議案第七十号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第七十八号及び議案第八十七号、以上七件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案七件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議案第六十七号、議案第七十号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第七十八号及び議案第八十七号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案十三件、認定一件について一括し、採決いたします。以上の議案十三件、認定一件は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第六十八号、議案第六十九号、議案第七十三号、議案第八十一号、議案第七十四号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第七十九号、議案第八十号、議案第八十六号及び議案第八十九号は、原案のとおり可決、認定第一号は、認定されました。

次に、日程第二十五、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第五十号は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本請願は、委員会の決定のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。請願第五十号は、採択と決定されました。

次に、日程第二十六、意見書案第八号から日程第二十八、意見書案第十号までの意見書案三件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

【上程意見書案は巻末に登載】

●議長（鶴田有司議員） 日程第二十六、意見書案第八号水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書、日程第二十七、意見書案第九号真に必要な公共事業の予算確保を求める意見書、日程第二十八、意見書案第十号学校施設への冷房等空調設備の設置促進に関する意見書、

以上三件を一括議題といたします。

お諮りしますが、各意見書案は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

本日は、これをもって散会いたします。
午後二時九分散会

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各意見書案は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第八号、意見書案第九号及び意見書案第十号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する申し出及び依頼があります。

まず、議員派遣一覧（第一号）について、起立により採決いたします。議員派遣一覧（第一号）の議員派遣は、申し出のとおり派遣することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議員派遣一覧（第一号）の議員派遣は、申し出のとおり派遣することに決定されました。

次に、議員派遣一覧（第二号）について採決いたします。議員派遣一覧（第二号）の議員派遣は、依頼及び申し出のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議員派遣一覧（第二号）の議員派遣は、依頼及び申し出のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、九月議会の案件全部を議了いたしました。